

浄化槽維持管理費補助金制度の 記入例 と Q&A (2025年度版)

こちらは、浄化槽維持管理費補助制度の申請に関するの

記入例

Q&A

を載せたものです。

まずは「浄化槽維持管理費補助金制度のご案内
(2025年度版)」をお読みください。

その上で、わからないところがある場合にこちら
をご活用ください。

また、この冊子をお読みいただいても解決できない内容に
ついては、下記までお問合せください。

【お問合せ先】

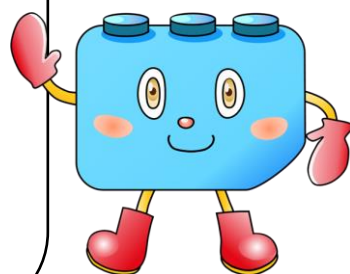
〒194-8520

町田市森野2-2-22

町田市役所 下水道部 下水道整備課 浄化槽係

電話 042-724-4306

FAX 050-3161-6537



下水道部キャラクター
じょうかそうくん

目次

補助金申請書記入例	3ページ
-----------	-----------

債権者登録依頼書記入例	4ページ
-------------	-----------

Q & A（よくある質問と回答）	5ページ
------------------	-----------

【申請全般について】		5～6ページ
Q1	補助金の申請はいつできますか？申請方法を教えてください。	
Q2	年度の途中で浄化槽を廃止しました。補助金の申請はできますか？	
Q3	年度の途中で浄化槽を休止しました。補助金の申請はできますか？	
Q4	年度の途中で浄化槽管理者が変わりました。どうすればよいですか？	
Q5	年度内最後の保守点検が3月のため、期限までに提出できるかわかりません。どうすればよいですか？	
Q6	申請書の記載を間違えてしまいました。どうすればよいですか？	
【維持管理の実施について】		7～8ページ
Q7	浄化槽の清掃とは何ですか？どこに申込みばよいですか？	
Q8	保守点検とは何ですか？どこに頼めばよいですか？	
Q9	法定検査とは何ですか？どこに申込みばよいですか？	
Q10	法定検査は浄化槽を清掃してから受検した方がよいですか？	
【領収書について】		8ページ
Q11	保守点検の領収書をなくしてしまいました。どうすればよいですか？	
Q12	業者に銀行振込をしていて保守点検の領収書がありません。どうすればよいですか？	
【補助金の振込について】		8ページ
Q13	浄化槽管理者が共有名義になっています。債権者（振込口座）登録依頼書をそれぞれ記入すれば、別々の口座に分けて振込むことは出来ますか？	
Q14	振込先を申請者と異なる者の口座にすることはできますか？	
Q15	振込口座を変更したいです。どうすればよいですか？	

申請書の太枠内をご記入ください！

《 G - 1 1 1 1 1 》

受
付

〒194-8520
町田市森野 2-2-22

補助金申請書
記 入 例

訂正した場合は、二重
線を引き、訂正印を押
してください。
(シャチハタ不可)

修正液・修正テープは
使用しないでください。

提出・郵送する日を記入してくだ
さい。窓口で申請する場合は空欄
で構いません。
締切：2026年3月31日

交付申請書（浄化槽維持管理費補助金）

年 月 日

申請者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

住所	町田市森野 2-2-22
氏名	浄化 槽太郎
電話番号 (日中連絡のつきやすい連絡先)	042-724-****

下記のとおり補助金等を交付していただきたく、補助金等の予算

浄化槽管理者（使用者）のことを書
いてください。補助金は、ここに書
いた方の口座に振込みます。

法定検査・保守点検・清掃それぞれにか
かった費用を記入してください。
(領収書等を見ながら記入してください)

記

交付要綱に規定する維持管理を行うため

容	<浄化槽の設置> 町田市森野 2-2-22			
2 補助事業等 の経費の配分 及び経費の使用 方法	<法定検査> <保守点検> <清掃> <合計>			
	⑦ 5,500 円	⑧ 18,150 円	⑨ 18,680 円	⑩ 42,330 円
3 補助事業等 の完了の予定 期日その他補 助事業等の遂 行に関する計 画	業者 (公財)東京都環境公社			
	実施月 2025年5月	どちらかに 丸を付けて ください		町田 清掃 社
		※2025 (令和7) 年4月から2026 (令和7) 年3月までの間		2025年9月

⑩の金額が
40,000 円
未満 以上

4 交付を受け ようとする補 助金等の額及 びその算出の 基礎	<算定基礎> ⑩ () 円 ÷ 2 = () 円			
	種類 届出浄化槽 (小型合併)	補助 上限額 20,000 円	申請額	¥ 2 0 , 0 0 0

次の式を計算

¥20,000
と記入

※100 円未満を
切捨てた額を記入

- 5 添付書類
- ・ 保守点検の実施日が確認できる書類（点検記録票等の写し）
 - ・ 保守点検の費用が確認できる書類（領収書等の写し）
 - ・ 債権者（振込口座）登録依頼書（初回の申請及び変更時）
 - ・ その他町田市市長が必要と認める書類

6 その他 ※補助金交付決定に係る補助事業の審査に関し、

申請額が左欄の上限額と同額もしくは上限額以
内であることを確認してください。（記入例は
合併処理浄化槽の場合です。）

【記入上の注意】 訂正する時は、二重線で消して訂正印を押して

申請が2回目以降で、口座に変更がない方は提出不要です！

債権者登録依頼書
記入例

訂正した場合は、二重線を引き、訂正印を押してください
(シャチハタ不可)
修正液・修正テープは使用しないでください。

提出日を記入してください。
提出締切：2026年3月31日

町田市 (振込口座) 登録依頼書

様

年 月 日

* 相手方番号
(債権者コード)

住 所	〒 1 9 4 - 8 5 2 0 町田市森野2-2-22
法人名フリガナ	
法 人 名	
氏名フリガナ	ジョウカ ソウタロウ
氏 名 (代表者氏名)	浄化 槽太郎
電話番号	042-724-XXXX
FAX番号	
生年月日 (明治・大正 昭和 平成)	45 年 9 月 10 日

押印してください。
(シャチハタ不可。朱肉を使う印鑑を使用してください。)

私が町田市から受ける支払金については、今後は下記の口座へお振り込みください。
なお、本依頼書に記入した事項に関しては、町田市の財務会計システム (OA機器) に登録することを承諾いたします。

振込先	金融機関名	町田〇×	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	町田中央	本店 支店
	預金種別	普通 当座・貯蓄・()	口座番号	3 6 0 1	0 1
	フリガナ	ジョウカ ソウタロウ			
	口座名義	浄化 槽太郎			

ゆうちょ銀行の場合は、
本店・支店の欄に振込用の店名
(店番) を記入してください。

(注意)

1. 個人商店の方は、屋号を法人名欄に、事業主名を氏名欄に記入

町田市補助金等交付申請書の
申請者住所・氏名と同じである
か、確認してください。

書に使用する印を押してください。
出をされている場合は、その所在地
る印を押してください。
法人の場合は、必要ありません。)

()

* 担 当 課		
係	係 長	課 長

* 会 計 課		
係	審査係長	課 長

受 付 印

Q&A（よくある質問と回答）

【申請全般について】

Q1. 補助金の申請はいつできますか？申請方法を教えてください。

A1. 2025年度分の法定検査・保守点検・清掃の必要回数を全て実施してから、2026年3月31日（消印有効）までの期間に申請してください。

補助金の申請は年度内に1回です。

申請書類を郵送（送付先は表紙に記載しています）または下水道整備課の窓口（市庁舎8階801）でご提出いただくか、インターネットで申請してください。

※ 各市民センターや駅前連絡所等での取扱いはありません。

Q2. 年度の途中で浄化槽を廃止しました。補助金の申請はできますか？

A2. 年度の途中で公共下水道への切替工事をしたり、浄化槽を取壊したりして、浄化槽を廃止した場合の補助金の申請については、要件が一部異なりますので下水道整備課浄化槽係（042-724-4306）にお問合せください。

また、廃止後30日以内に浄化槽使用廃止届出書の提出をお願いします。浄化槽使用廃止届出書は、インターネットで提出（電子申請）することもできます。



浄化槽使用廃止届出書

町田市ホームページ内の「グラファー」から、スマートフォンまたはパソコンでお手続きができます。

【URL】

<https://ttzk.graffer.jp/city-machida/smart-apply/apply-procedure-alias/haisitodoke>

Q3. 年度の途中で浄化槽を休止しました。補助金の申請はできますか？

A3. 年度の途中でしばらく住まなくなるなどの理由で、浄化槽を休止する場合の補助金の申請については、要件が一部異なります。使用状況によって提出書類が変わる可能性がありますので、下水道整備課浄化槽係（042-724-4306）にお問合せください。

また、浄化槽使用休止届出書の提出をお願いいたします。

Q4. 年度の途中で浄化槽管理者が変わりました。どうすればよいですか？

A4. 年度の途中で浄化槽管理者が変わった場合は、居住状況等によって要件や提出物が変わることがありますので、下水道整備課浄化槽係（042-724-4306）にお問合せください。
また、管理者変更後30日以内に浄化槽管理者変更報告書の提出をお願いします。
浄化槽管理者変更報告書は、インターネットで提出（電子申請）することもできます。



浄化槽管理者変更報告書

町田市ホームページ内の「グラファー」から、スマートフォンまたはパソコンでお手続きができます。

【URL】

<https://ttzk.graffer.jp/city-machida/smart-apply/apply-procedure-alias/henkouhoukoku>

Q5. 年度内最後の保守点検が3月のため、期限までに提出できるかわかりません。どうすればよいですか？

A5. 最後の保守点検が終わってから3月31日までに申請して頂くことになりますが、ご不安でしたら事前に浄化槽係にご相談ください。

Q6. 申請書の記載を間違えてしまいました。どうすればよいですか？

A6. 書き損じをしてしまった場合は、その部分を二重線で消し、訂正印（シャチハタ不可）を押してください。修正液・修正テープの使用はできません。

【維持管理の実施について】

Q7. 浄化槽の**清掃**とは何ですか？ どこに申込みばよいのですか？

A7. 浄化槽の清掃とは、汚水を浄化する過程で発生する汚泥を引き抜き、槽内を洗浄することをいいます。年1回以上行うことが、浄化槽法で義務付けられています。

浄化槽の清掃は、下記の **町田市許可業者** へ直接申込みしてください。

◆町田市許可業者

(株)関東総業 042-774-6780

(株)町田清掃社 042-725-6413



Q8. 保守点検とは何ですか？ どこに頼めばよいですか？

A8. 保守点検とは、浄化槽の機能を維持するために、機器の点検・調整や消毒薬の補充等を行うことをいいます。保守点検回数は浄化槽の種類や容量によって異なりますが、一般的な浄化槽は4か月に1回（年3回）以上です。

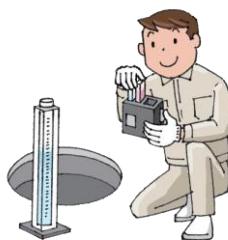
保守点検は、**町田市に登録のある業者**（別紙一覧参照）に委託してください。



Q9. 法定検査とは何ですか？ どこに申込みばよいですか？

A9. 法定検査とは、都知事が指定した**検査機関**が行う検査で、浄化槽の維持管理が適正に実施され、浄化槽の機能が発揮されているかを確認します。

毎年1回、受検が義務付けられており、その都度申込みが必要です。下記**検査機関**に依頼してください。



ご注意ください！

毎年1月～3月は検査の予約が大変混み合います。混み具合によっては年度内に検査ができないこともありますので、早めに依頼してください。
前年度に受検をしている場合であっても、毎年申込みが必要です。

前年の検査時期にかかわらず、早めの申込みも可能です。できるだけ、12月中には申込みを済ませていただくようお願いします。

◆（公財）東京都環境公社 浄化槽検査係

TEL 042-595-7982

FAX 042-595-7983

Q10. 法定検査は浄化槽を清掃してから受検した方がよいですか？

A10. いいえ。清掃をする前、または清掃後1か月以上空けてから受検してください。

法定検査は浄化槽が正常に機能しているか、日頃の維持管理が適正に行われているかどうかを検査します。普段の使用状況等を確認しますので、検査前にきれいにしてしまつては、浄化槽の機能が発揮できているかどうかの確認ができません。

【領収書について】

Q11. 保守点検の領収書をなくしてしまいました。どうすればよいですか？

A11. 下水道整備課浄化槽係（042-724-4306）にご相談ください。

Q12. 業者に銀行振込をしていて保守点検の領収書がありません。どうすればよいですか？

A12. 振込をした際の控えのコピーや通帳のコピー（口座名義人のお名前が記載されている面と振込金額・日付が記載されている面）を添付してください。保守点検の振込に係る行以外は、マスキング（目隠し）してコピーいただいて構いません。

【補助金の振込について】

Q13. 浄化槽管理者が共有名義になっています。債権者（振込口座）登録依頼書をそれぞれ記入すれば、別々の口座に分けて振込むことはできますか？

A13. できません。補助金は一人の方の口座に振込みます。共有名義の場合はどなたか一人に申請者になっていただき、その方の口座に振り込みます。そのため、町田市補助金等交付申請書（第1号様式）の申請者欄と債権者（振込口座）登録依頼書の氏名欄に記入した氏名が同一になるようご記入ください。
共有名義を単独名義にしたい場合は、下水道整備課浄化槽係（042-724-4306）へご連絡ください。

Q14. 振込先を申請者と異なる者の口座にすることはできますか？

A14. できません。振込先は申請者名義の口座となります。申請者は、法定検査・保守点検・清掃を実施している浄化槽管理者（使用者）です。

Q15. 振込口座を変更したいです。どうすればよいですか？

A15. 債権者（振込口座）登録依頼書で登録済の口座を変更する場合、債権者情報（振込口座）変更登録依頼書の提出が必要です。下水道整備課浄化槽係（042-724-4306）へご連絡ください。債権者情報（振込口座）変更登録依頼書は、ホームページからダウンロードすることもできます。

町田市ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>

トップページ>事業者の方へ >債権者（振込口座）登録 > 一般の方の債権者（振込口座）登録